

春日市プレミアム付商品券取扱事業者（利用登録店舗）募集要項

1 事業の趣旨

消費税・地方消費税の引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起及び下支えするため、低所得者及び子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を行う。

2 商品券概要

- (1) 購入対象者 平成31年度住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く。）
平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
- (2) 販売価格 1冊5,000円（額面500円×10枚）の商品券を4,000円で販売
- (3) 購入限度 非課税者 5冊（25,000円分を20,000円で購入）
子育て世帯 5冊（25,000円分を20,000円で購入）×対象の子ども数
- (4) 販売期間 令和元年10月1日（火）から令和2年2月28日（金）まで
- (5) 利用期間 令和元年10月1日（火）から令和2年2月29日（土）まで

3 商品券取扱い事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能
- (2) 商品券の第三者への転売や譲渡、換金はできない。
- (3) 商品券額面以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。
- (4) 不足分は現金等で受け取る。
- (5) 商品返品の際の返金はできない。
- (6) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
- (7) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
- (8) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らない。
- (9) 商品券の交換又は売買はできない。
- (10) 商品券を購入した者が自社商品の購買に商品券を使用できない。
- (11) 商品券を、事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いることはできない。
商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して市は責任を負わない。

4 商品券の使用範囲

(1) 商品券の利用対象とならないものは、次のとおりとする。

不動産や金融商品

たばこ

商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

市指定ごみ袋、粗大ごみ処理シールの購入

切手、印紙、ハガキ

電子マネー、通信販売購入代金

取扱店における振込み手数料

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

国税、地方税や使用料など(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等)

(2) 商品券の販売より前に消費(契約)が確定したものに対し、事後に販売された商品券を充当することは、当該消費が商品券を発行することにより喚起されたものとみなせないため、使用対象外とする。

(3) 医療機関や介護事業所等で商品券を使用する場合、公的医療保険や公的介護保険の自己負担分の支払いに充てることができる。

5 登録資格

原則春日市内に事業所・店舗等を有する者。ただし、次の事業者を除く。

(1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者

(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者

(3) 上記4-(1)商品券の利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

(4) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(5) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(6) 役員等が自社、自己若しくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6 取扱事業者（利用登録店舗）の責務等

- (1) 利用登録事業者であることが明確になるよう、登録後に配布するのぼり・ステッカーなど（取扱事業所であることがわかる表示物）を利用者がわかりやすい場所に掲示する。
- (2) 利用者が使用する商品券について、受け取って問題ないかを確認する。
明らかに偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報し、春日市福祉支援課にも報告する。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に加盟店名を記名押印し、既に受領印があるものは受け取りを拒否する。
- (4) 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能

7 登録申込方法

取扱事業者の登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、商工会に申し込む。

申込先 春日市商工会 春日市伯玄町2丁目24番地

電話 092-581 - 1407

F A X 092-575-0702

U R L <http://www.kasuga21.com>

8 申込期間

申込期間 令和2年2月28日（金）まで

9 登録

- (1) 申し込みのあった事業者については市の審査を経て、取扱事業者として登録し、「取扱事業者登録証」「のぼり・ステッカーなど（利用登録店舗であることがわかる表示物）」を配布する。
- (2) 登録後も申し込み内容に虚偽・不備等があった場合や市が承認を取り消すと判断した場合は登録を取り消す場合がある。

10 利用登録事業所の周知

- (1) 対象者への購入引換券送付時に利用登録店舗一覧を同封
- (2) ウェブサイトに掲載（応募時期によっては、ウェブサイトのための掲載となる）

1.1 換金

- (1) 換金窓口 春日市商工会
- (2) 換金日時 令和元年10月7日(月)から令和2年3月19日(木)までの毎週月曜日と木曜日(祝日の場合繰り下げ) 午前10時から午後4時まで
- (3) 換金方法 商品券及び取扱事業者登録証を換金窓口を持参する
- (4) 支払方法 20万円までは現金、20万円を超える場合は小切手で支払う

1.2 登録の抹消

次の各号に定める事項を行った場合は、登録抹消を行うとともに、損害賠償等の法的措置を行う。

- (1) 商取引(販売、サービス提供)なく取得した商品券を換金すること
- (2) 商品券を偽造すること
- (3) 商取引により取得した商品券を再販すること
- (4) 商品券を利用して業者間の取引における手形、買掛金決済等を行うこと
- (5) その他、別に定める誓約事項に反する行為を行うこと

問い合わせ先

- (1) 申込みに関する事 春日市商工会 春日市伯玄町2丁目24番地
電話 092-581-1407 F A X 092-575-0702
- (2) 事業に関する事 春日市「プレミアム付商品券」窓口 春日市原町3丁目1番地5
電話 092-586-8202 F A X 092-584-1142